

平成29年

4月1日から変わりました

大阪市区役所附設会館条例および大阪市区役所附設会館条例施行規則が改正されました

納付期限	改正前	使用前まで	
		↓	
	改正後 4/1～	申請日から使用日の前日までの期間	使用料の納付期限
		1ヶ月以上	申請日の13日後の日※
7日以上1ヶ月未満		申請日の6日後の日※	
	7日未満	使用前まで	

※納付期限の日が休館日の場合：翌開館日が納付期限の日

- ・納付は旭区民センター窓口にて現金でお支払いください。振り込みはできません。
- ・**納付期限までに納付がない場合は、自動的に予約が消滅します。お気をつけください。**
- ・附属設備使用料は当日お支払いください。（附属設備使用料のみの還付はできません）

使用料の還付	改正前	還付しない		
		↓		
	改正後 4/1～	施設	許可の取り消しを申し出た日	還付する使用料の額
		ホール	使用日の3ヶ月前の日以前の日	全額
使用日の3ヶ月前の日の翌日 ～使用日の2ヶ月前の日			半額	
諸室(控室含む)	使用日の1ヶ月前の日以前の日	全額		

【還付の対象】

平成29年4月1日受付分以降が対象です。

【使用許可の取り消しをする場合】

- ・必要なもの … 使用申請書(申請者控)、使用許可書原本(納付済の場合)
- ・郵送の場合 … 郵送料は利用者負担です。当館から送付する郵送料分の切手を同封して送ってください。

【還付を請求する場合】

- ・必要なもの … 使用許可書(申請者分、原本)、印鑑、振込口座情報

【注意事項】

- ・還付金の振り込みは旭区役所から行われます。振込までに時間がかかりますので、予めご了承ください。
- ・使用許可取消申請書は旭区民センターで許可の取り消しを申し出た日(使用許可取消申請書原本を旭区民センターに提出した日)を受付日とします。電話やFAXによる取消連絡は無効です。
- ・事前に附属設備使用料を納付した場合、附属設備使用料のみの還付はできません。

問い合わせ	大阪市民局 施設グループ 電話06-6208-7633 旭区役所市民協働課 電話06-6957-9734 旭区民センター 電話06-6955-1307
-------	-----------------------------------------------------------------------------------